



受総第334号
平成28年8月2日

琴浦町監査委員 山根 弘和 様
同 桑本 始 様

琴浦町長 山下一郎



随時監査報告書における結果及び意見について（回答）

平成28年7月17日付け発監第27号で提出を受けました公の施設の指定管理者監査の結果について及び同日付け発監第28号財政援助団体監査の結果についてにおいて意見のありました事項につきまして、別紙のとおり対応を検討しています。

なお、対応方針の中でご確認したい点等ございましたら、ご連絡くださいますようお願ひいたします。

担当：琴浦町総務課 山田 聰
電話：0858-52-2111 （内線120）
FAX：0858-49-0000
E-mail：yamada-s@town.kotoura.tottori.jp

随時監査結果報告書における回答について

監査事項	監査の結果及び意見
1. 施設利用に関する部局横断的連携体制の構築について	<p>琴浦町カウベルホールは、町民の芸術文化の振興を図るとともに、生涯学習及び地域活動の推進を総合的に行う拠点として設置され、平成26年4月から平成29年3月までは特定非営利活動法人花本美雄文化振興会（以下「NPO法人」という）が指定管理者として指定されている。</p> <p>平成27年度事業報告書によると、指定管理料は13,500千円、指定管理部門に関する収入・支出合計は28,036千円で差引0円、NPO法人会計は収入1,683千円、支出3,951千円、差引△2,268千円（全体も同額）となっている。施設利用収入は前年比76.4%、837千円の減、自主事業収入は144.6%、2,194千円の増、自主事業経費は189.2%、5,102千円の増である。</p> <p>自主事業の中で子ども向けのファミリー音楽会やコンサートの開催、高齢者元気者教室の実施、アザレアのまち音楽祭ピアノデュオコンサートの開催などは、町民の文化芸術への参加機会の拡大、生涯学習、地域連携推進活動として評価できる。</p> <p>施設管理については、町担当部局とNPO法人との定期協議が行われているが、施設利用について、役場内での部局横断的な連携体制を構築し、有利な助成・支援情報の共有化、関係団体等を含めた施設利用可能性について、検討を行う必要があると思われる。連携体制の構築について検討されたい。</p>

2. 限度額を超えた 補助金交付及び超過 交付補助金の返還に ついて

○人件費補助金

琴浦町社会福祉協議会補助金交付要綱では、人件費の補助金額は「事業費の1／2とし、170万円を限度とする。ただし、平成27年度については、3年間の経営改善計画を策定し、総会に付議することを条件に、1820万円を限度額とする。」とされている。

平成27年度補助金実績報告書では支出合計32,957,596円、町補助金18,200千円となっているが、補助金はそもそも事業費の1／2が限度であり、交付額18,200千円と事業費32,957,596円×1／2=16,478,798円との差額1,721,202円は、限度を超えた補助金の交付である。

同様に、26年度の事業費30,528,340円×1／2=15,264,170円と町補助金17,000千円との差額1,735,830円、及び25年度の事業費32,690,107円×1／2=16,345,053円と町補助金17,000千円との差額654,947円は、それぞれ限度超過交付である。

○外出支援サービス事業

補助金交付要綱では「事業費の1／2とし、100万円を限度とする。」とされ、27年度の実績1,697,000円×1／2=848,500円と町補助金1,000千円との差額151,500円、及び24年度の実績1,944,900円×1／2=972,450円と町補助金1,000千円との差額27,550円は、それぞれ限度超過交付である。

○社会福祉センター管理費

補助金交付要綱では「事業費の2／3とし、425万円を限度額とする。」とされ、26年度の実績5,678,032円×2／3=3,785,354円と町補助金4,250千円との差額464,646円は限度超過交付である。

3. 教育・文化・スポーツ	<p>○ふれあいのまちづくり事業</p> <p>26年度補助金交付要綱では「事業費の1／2とし、11万円を限度とする。」とされ、実績 $157,581\text{円} \times 1/2 = 78,790\text{円}$と町補助金87,000円との差額8,210円は限度超過交付である。</p> <p>以上、4事業7件、限度超過交付補助金差額合計4,763,885円については、速やかに補助金の返還手続を行われたい。</p> <p>今後、補助金交付要綱に基づく適正な補助金業務の執行、補助事業の遂行状況の把握及び進行管理に十分留意されたい。</p>
3. 職員の勤務評定の実施及び給与等への反映	<p>平成27年度琴浦町社会福祉協議会人件費補助金実績報告書によると、法人運営事業として会長、局長、職員5名の人件費に対して補助されている。</p> <p>職員の勤務状況の把握は、人事や給与にも影響する組織の重要事項であるが、琴浦町社会福祉協議会では職員の勤務評定が行われていない。</p> <p>職員給与等については給与規程が定められ、給料表は人事院勧告行政職給料表に基づいており、給与規程第16条には、良好な成績で勤務した場合の昇給について規定され、同第27条には、勤務成績に応じて勤勉手当を支給する旨が規定されている。</p> <p>他の社会福祉法人や琴浦町の例も参考にするなどして、職員の勤務評定の実施と給与等への反映について実施されたい。</p>

担当部署	回答(対応)方針
1. 社会教育課	<p>これまでカウベルホール施設利用促進及びNPO法人等が活用可能な助成・支援情報の提供については、役場関係課がカウベルホールを使用するにあたってのルールを管理職会で確認しての利用促進、社会教育課が把握する各種助成・支援情報の提供、鳥取県「アートスタート活動支援事業補助金」制度を町交付要綱制定により琴浦町で活用可能にするなどといった取り組みを進めている。</p> <p>しかし、カウベルホール指定管理者が行っている主催事業は、文化芸術に係る公演以外にも、高齢者を対象とした歌やダンスといった認知症予防にも効果があると思われるワークショップや、未就学児を対象にした音楽・芸術体験ワークショップなど、文化芸術を通じて子育て・高齢者福祉・健康寿命延伸の支援を行うといった、より幅広い視点・内容の取り組みが展開されている。</p> <p>今後は、現在健康寿命延伸を主テーマに行っている「福祉あんしん課・子育て健康課・社会教育課の3課連携の会」において、カウベルホール活用促進・助成情報提供等について検討するなど、より幅広い連携支援体制の構築を進めていきたい。</p>
2. 福祉あんしん課	<p>H28.7.20 付けで町から補助金返還及び業務改善について通知し、2の限度額を超えた補助金交付及び超過交付補助金の返還については、全額返還の了解を得ました。</p> <p>また、補助金事務の執行について、今後このようなことがないよう福祉あんしん課内で実施要綱の再確認と適切に処理するよう指示・共通理解を深めました。</p> <p>3の職員の勤務評定の実施及び給与等への反映については、給与規定に基づく勤務評定の実施と給与等への反映について適正に実施するよう業務改善の申し入れを行いました。</p>
3. 総務課	3の職員の勤務評定の実施及び給与等への反映につきまして、今後、町の人事評価研修を実施する際は、社会福祉協議会にも参加していただけるよう情報提供を行います。